

民法（債権関係）の改正に関する検討事項(9)

第1 期間の計算

1 総論（民法に規定することの当否等）

期間の計算に関する規定（民法第138条から第143条まで）については、後記2で取り上げた考え方が提示されているほか、これらの規定を削除すべきである（私法以外にも広く適用される法律で規定すべきである）という考え方も提示されているが、どのように考えるか。このほか、期間の計算の規定の見直しに当たっては、どのような点に留意する必要があるか。

2 過去にさかのぼる方向での期間の計算方法

民法は、一定の時点から将来に向かう方向で期間を計算することを想定した規定を置いているところ、これとは反対に、一定の時点から過去にさかのぼる方向での期間の計算についても規定を設けるべきであるとの考え方が提示されているが、どのように考えるか。

第2 消滅時効

1 総論

消滅時効については、特に短期消滅時効制度に対して理論的にも実務的にも様々な問題が指摘され、これを廃止すべきであるという考え方が提示されており、また、主に債権の消滅時効を念頭に置いて、時効期間と起算点（後記2）、時効障害事由（後記3）、時効の効果（後記4）等の総合的な見直しが必要であると指摘されているところであるが、そのほか、消滅時効に関する規定の見直しに当たり、どのような点に留意する必要があるか。

2 時効期間と起算点

(1) 短期消滅時効制度について

民法は、債権の原則的な時効期間を10年としつつ（同法第167条第1項）、例外として短期消滅時効の制度を設け、ある債権がいかなる職種に関して発生したものであるかによって細かく区分し、それぞれ3年、2年又は1年の時効期間を定めている（同法第170条から第174条まで）。しかしながら、このような区分を設けることの合理性にはそもそも疑問があるという指摘がされているほか、実務的にも、ある債権がどの区分に属するかを逐一判断する必要性が生じて煩瑣である上、その判断が容易でない例も少なくない等の問題点が指摘されている。

そこで、短期消滅時効制度を廃止して、できる限り時効期間の統一化ないし単純化を図るべきであるという考え方が提示されているが、どのように考えるか。

(2) 原則的な時効期間について

民法は、債権の消滅時効における原則的な時効期間を10年としている（同法第167条第1項）ところ、短期消滅時効制度を廃止して時効期間の統一化ないし単純化を図るという考え方（前記(1)参照）を採る場合には、それと併せて、債権の原則的な時効期間を5年ないし3年に短期化すべきであるという考え方が提示されている。短期消滅時効制度を廃止しつつ債権の原則的な時効期間については現状を維持するとすれば、多くの事例において時効期間が大幅に長期化する結果となり、適当でないからであるなどとされる。

このような考え方について、どのように考えるか。

(3) 例外的な時効期間について

仮に短期消滅時効を廃止して時効期間の統一化ないし単純化を図るという考え方を採る場合に、原則的な時効期間（前記(2)）に対して、次のアからウまでのような例外を定める必要があるという考え方がある。

ア 定期金債権

定期金債権の消滅時効（民法第168条）については、超長期に及ぶ債務を負担する者を保護するために例外的な取扱いをする合理性があり、基本的には現行規定を維持すべきであるとした上で、その時効期間と起算点について、最後に弁済がされた時から10年間とする考え方や、各回の弁済期から10年間とする考え方が提示されている。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

イ 判決等で確定した権利

確定判決等によって確定した権利については、それが短期消滅時効の対象であったとしても、確定後の時効期間は10年とされているところ（民法第174条の2第1項）、その趣旨は、高度の確実性をもって確定された権利について、その後も時効完成を阻止するために短期間のうちに権利行使すべきことを求めるのは適当でないからなどと言われている。このような規定の趣旨には合理性があるとして、原則的な時効期間（前記(2)）の短期化を図る場合であっても、確定判決等で確定した権利については例外的な取扱いをすべきであるという考え方が提示されているが、どのように考えるか。

ウ 不法行為等による損害賠償請求権

民法第724条は、不法行為による損害賠償請求権について、損害及び加

害者を知った時を起算点とする3年の時効期間と、不法行為の時から20年という期間制限を設けているところ、この規定に対しては、債権一般についての原則的な時効期間の見直しと合わせて、廃止するか、又は3年の時効期間を5年とすべきであるなどの考え方が提示されている。

また、これとは別に、生命、身体等の侵害による損害賠償請求権については、債権者（被害者）を特に保護する必要性が高いことから、原則的な時効期間よりも長期の期間を定めるべきであるという考え方も提示されている。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

（関連論点）

1 例外的に長期の時効期間を定める損害賠償請求権の範囲

生命、身体等の侵害による損害賠償請求権については、債権一般における原則的な時効期間よりも長い期間を定めるという考え方を採る場合に、具体的な対象範囲については、「生命、身体、健康又は自由に対する侵害」とする考え方や、「生命、身体、名誉その他の人格的利益に対する侵害」とする考え方が提示されているが、どのように考えるか。

2 民法第724条後段を除斥期間とする考え方の採否

民法第724条後段における不法行為の時から20年という期間制限について、判例は、除斥期間を定めたものであり、除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用であるという主張は、主張自体失当であるとしている。これに対しては、学説上の批判が強く、その後の判例も具体的な事案の解決に当たっては、正義・公平の理念に照らして修正を図っていると言われている。そこで、時効期間の見直しに当たっては、同条後段のように客観的起算点からの長期の期間制限についても、除斥期間ではなく時効であることを明確にすべきであるという考え方が提示されているが、どのように考えるか。

(4) 時効期間の起算点について

消滅時効における時効期間は、原則として「権利を行使することができる時」から起算するとされているところ（民法第166条第1項）、この起算点については、現行法を維持すべきであるという考え方がある一方で、原則的な時効期間の見直し（前記(2)）と関連して、債権者等の認識を基準とする主観的起算点による時効期間を併置する考え方も提示されており、その具体的な主観的起算点としては、「債権発生の原因及び債務者を知った時」とする考え方と「債権者に権利行使を期待することができる時」とする考え方が提示されている。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

（関連論点）

債権の消滅時効制度の主たる趣旨が、長期にわたる証拠の収集・保存の負担から債務者を解放することにあるとする立場から、例えば普通預金債権のように、法令等に

より債務者が債権に関する記録を作成し、債権者からの照会に応ずるべきものとされている場合には、その趣旨が妥当しないとして、消滅時効の起算点の例外を設けるべきであるという考え方が提示されている。具体的には、この場合には、債務者が債権者に対して、債権の内容を示して時効の進行を開始させる趣旨の通知をした時をもって、起算点とすべきであるという考え方である。

このような考え方について、どのように考えるか。

(5) 合意による時効期間等の変更

当事者間の合意で法律の規定と異なる時効期間や起算点を設定することの可否について、現行法の下では、時効制度が公序であるかどうか等をめぐって議論があるところであり、時効完成を困難にする合意は無効であるが、容易にする合意は有効であるとする見解などが示されているものの、学説は必ずしも安定しているとは言えない。そこで、この点について立法的な解決を図るべきであるという考え方があり、例えば、原則として合意による時効期間等の変更を認めつつ、必要な限定を設ける考え方などが提示されているが、どのように考えるか。

3 時効障害事由

(1) 総論（見直しの要否等）

民法には、時効の進行や完成を妨げる事由（時効障害事由）として中断と停止という二つの類型が設けられているところ、これに対しては、例えば、中断事由とされる「請求」（同法第147条第1号）の意味が必ずしも明確でなく、かつ、訴えの提起によって中断が生じた後でも、その取下げがあれば中断の効力が生じないとされるなど、複雑であることから、分かりやすく再編成すべきであるなどの問題意識が示されている。また、仮に短期消滅時効制度を廃止する一方で原則的な時効期間の短縮化を図るとすれば、権利者の保護のため、比較的容易に時効の進行を止めることができる手段を用意しておく必要があることも指摘されている。

このような指摘を踏まえ、例えば、中断と停止という現行制度の枠組み自体を改める考え方などが提示されているが、このような見直しの要否及び見直しをする場合の基本的な方向性について、どのように考えるか。

(2) 中断事由（時効期間の更新、時効の新たな進行）

民法第147条以下に規定されている時効の中断事由に対しては、ある手続の申立て等によって時効が中断された後、その手続が途中で終了すると中断の効力が生じないとされるなど、複雑で分かりにくいという問題が指摘されており、これを踏まえて、新たな時効が確定的に進行することとなる事由（更新事由）を区別して条文上明記すべきであるという考え方が提示されている。また、この更新事由としては、①権利を認める判決の確定、②確定判決と同一の効力

が認められる事由（裁判上の和解等）が生ずること、③相手方の承認、④民事執行（差押え等）などが挙げられている。

このような考え方について、どのように考えるか。

(3) その他の中断事由（訴えの提起等）の取扱い

民法第147条に掲げられている時効の中断事由のうち、新たな時効が確定的に進行することとなる事由（更新事由）を区別して明記すべきであるという考え方を採るとした場合に（前記(2)）、その他の中断事由については、どのように取り扱うべきか。このうち、訴えの提起を始めとする「請求」（同条第1号）の取扱いについては、その事由が生じた時点で時効期間の進行が停止し、その事由が止んだ時から残りの時効期間が再び進行するものとする考え方（時効期間の進行の停止）と、現行制度における時効の停止事由と同様に取り扱うとする考え方が提示されているが、どのように考えるか。

（関連論点）

1 債権の一部について訴えの提起等がされた場合の取扱い

債権の一部について訴えの提起等がされた場合には、その一部についてのみ時効中断の効力が生ずるとした判例がある。

これに対しては、①債権の一部について請求がされるときには、相応の理由により一部請求を選択した債権者を保護する必要性があり、また、②一部の請求であることが明らかにされていれば債務者は残部についての争いに備えるべきことを認識することができるとして、一部請求であることを明らかにして訴えの提起等がされた場合には、債権全部について時効障害事由としての効果が生ずることとすべきであるとの考え方が提示されているが、どのように考えるか。

2 債務者以外の者に対して訴えの提起等をした旨の債務者への通知

債権者が債権の満足を得るため、その債権のための保証人、物上保証人等、債務者以外の者を相手方として訴えの提起等をした場合において、その訴えの提起等をした旨を債務者に通知すれば、債務者との関係においても、通知の到達時に時効期間の進行停止の効力が生ずるものとするべきであるという考え方が提示されている。その理由としては、債務者が無資力である場合のように、専ら時効の完成を阻止するためだけに債務者を相手に訴えの提起等をしなければならないことがあるため、このような債権者の負担を軽減すべきであることなどが挙げられているが、どのように考えるか。

3 催告（民法第153条）の取扱い

催告（民法第153条）は、条文の文言上は時効の中断事由の一つとして整理されているものの、実質的には時効の完成間際にそれを延期する効力しか認められていないことから、これを時効の停止事由（時効期間の満了延期事由）と改めるべきであるという考え方が提示されている。また、催告は、本来の手續の申立てを行うまでの暫定的なものとして位置付けるべきであって、催告の繰り返しには時効の完成を

阻止する効力は認められないと解されていることから、そのことを条文上明確にすべきであるという考え方も提示されている。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

(4) その他の中断事由（差押え、仮差押え又は仮処分）の取扱い

民法第147条に掲げられている時効の中断事由のうち、新たな時効が確定的に進行することとなる事由（更新事由）を区別して明記すべきであるという考え方を採るとした場合に（前記(2)）、その他の中断事由のうち「差押え、仮差押え又は仮処分」（同条第2号）については、どのように取り扱うべきか。ここでも前記(3)と同様に、民事執行や民事保全の申立てがあった時点で時効期間の進行が停止し、その手続が終了した場合（更新事由とされる場合を除く。）にその時から残りの時効期間が再び進行するものとする考え方（時効期間の進行の停止）と、差押え、仮差押え又は仮処分が存続していること等を現行制度における時効の停止事由と同様に扱うとする考え方が提示されているが、どのように考えるか。

(5) 現行制度における時効の停止事由の見直し

民法第158条から第161条までにおいては、時効が完成するに際して権利者が中断のための措置を講ずることに障害がある事由が列挙され、それらの事由がある場合には、障害が消滅した後一定期間が経過するまでは時効が完成しないこととされている。これらの事由については、特に見直しの必要がある旨の指摘は見られないものの、時効の完成が延期される期間については、これを6か月から3か月に短期化すべきであるという考え方がある一方で、1年に伸ばすことも検討すべきであるという考え方もある。また、天災等による時効の停止（民法第161条）の期間が2週間とされているところ、これを6か月に伸ばすべきであるという考え方も提示されている。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

(6) 当事者間の交渉・協議による時効障害

時効完成の間際に当事者間で交渉が行われているような場合には、訴えの提起等の強硬な手段による時効完成の阻止が必ずしも適当でないことがあるとの指摘がある。また、仮に短期消滅時効制度を廃止する一方で原則的な時効期間の短期化を図るとすれば、権利者の保護のため、比較的容易に時効の進行を止めることができる手段を用意しておく必要があるという指摘もされている。

このような指摘を踏まえ、一定の要件の下で、当事者間における交渉・協議を新たな時効障害事由として位置づけるべきであるという考え方が提示されているが、どのように考えるか。

4 時効の効果

(1) 時効の援用等

消滅時効の効果は、債権その他の権利が起算日にさかのぼって消滅することであるが（民法第144条、第167条）、当事者が援用しなければ裁判所はこれによって裁判をすることができないと規定されている（同法第145条）。この援用の性質に関しては、今日では、当事者の援用があつて初めて時効の効果が確定的に発生するという理解が一般的であると言われているが、そのことは条文上必ずしも明確ではない。そこで、当事者が援用したときに時効の効力が生ずる旨を条文上明記すべきであるという考え方が提示されている。

他方で、原則的な時効期間の見直し（短期化）とも関連して、時効の効力を必要以上に強いものとすべきでないという観点から、債権の消滅時効の完成により債務者に履行拒絶権が発生するものとすべきであるという考え方も提示されている。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

(2) 債務者以外の者に対する効果（援用権者）

民法第145条は、時効の援用権者を「当事者」と規定しているところ、判例は、債務者のほか「時効により直接利益を受ける者」も時効の援用をすることができるとし、保証人、物上保証人等がこれに当たるとしている。そこで、このような判例を踏まえ、援用権者の範囲を条文上明確にすべきであるという考え方が提示されている。

他方で、時効の効果として債務者は履行拒絶権を取得するという考え方からは、基本的に債務者以外の第三者が履行拒絶の主張をすることはできないとされている。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

(3) 時効の利益の放棄等

時効完成前に時効の利益を放棄することはできないが（民法第146条）時効完成後であれば、債務者は時効の利益を放棄することができると思われている。また、時効完成後に債務者が弁済その他の債務を認める行為をした場合には、判例は、信義則上、時効援用権を喪失するとしている。そこで、このような判例等を条文上明記すべきであるとの考え方がある。

他方で、時効完成後の債務の承認については、判例の見解とは反対に、これによって時効援用権を喪失しないことを明文化すべきであるという考え方も提示されている。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

5 形成権の期間制限

形成権の期間制限については、取消権（民法第126条）や詐害行為取消権（同

法426条)など、個別の規定は置かれているが、形成権一般を対象とする特別な規定は設けられていない。しかし、形成権にはその他の財産権として20年の消滅時効期間が適用されるとも解される(同法第167条第2項)、判例上、債権に準ずるとして10年の時効(同条第1項)に服するとされたものがある。また、形成権の行使の結果として生ずる債権は、独立に債権自体の時効に服するのか、全体として形成権の期間制限に服するのか、学説上の争いがある。

そこで、形成権一般を対象とする期間制限についての特別な規定を整備すべきであるとの考え方が提示されているが、どのように考えるか。

(関連論点)

ある債権の存在を基礎として反対債権(債務)の履行を留保する同時履行の抗弁権のように、債権を基礎に成立する履行を留保する権利についても、請求を受けて初めて行使されるものであるため、形成権が防御的に行使される場合と同様の問題があると指摘されている。そこで、債権を基礎に成立する履行を留保する権利は、その債権の時効期間の満了による影響を受けないものとすべきであるという考え方が提示されているが、どのように考えるか。

6 その他

(1) その他の財産権の消滅時効

債権又は所有権以外の財産権の消滅時効については、債権についての原則的な時効期間の見直しにかかわらず、その時効期間は20年(民法第167条第2項)を維持すべきであるという考え方が提示されているが、どのように考えるか。

(2) 取得時効への影響

前記3(時効障害事由)及び4(時効の効果)は、消滅時効を対象とした検討項目であるが、そこで取り上げた立法提案では、時効総則(民法第1編第7章第1節)の規定の見直しが想定されており、取得時効にも影響が及ぶものとして提言がされている。

このように、前記3及び4における立法提案が取得時効にも適用すべきものとされていることについて、どのように考えるか。仮に取得時効にも適用されるものとして見直しを進める場合には、どのような点に留意する必要があるか。